

保護者のみなさまと生徒諸君へ夏季休業中の注意事項

石川県立志賀高等学校  
生徒指導課

夏季休業中は、生徒がこれまで学校生活や家庭生活を振り返り反省を行い、新たな目標と計画を立て、自主的・自立的に生活する期間です。また健康の維持と体力の増進を図る大切な時期でもあります。しかし夏休みが生活リズムを崩すきっかけとなるケースもあります。周りからの支援がないと主体的に行動できない生徒もいます。是非、家庭では生活態度、規範意識を高めるよう支援をお願いいたします。下記の生徒心得を参考として有効かつ適切な具体的措置を示すようご家庭で万全な指導をよろしくをお願いいたします。

また、生徒諸君にはこれまで先生の指示で行動することが多かったと思いますが、夏休みは「自己管理・自己責任」のもとで行動してください。「夏休みだ」と思わず「自分を見直すチャンスだ」という姿勢で、時間を有効に使ってください。「将来の自分の生き方・あり方」をしっかりと考え、前向きで、自発的で、有意義な、夏休みを過ごしてください。

1 補習授業・部活動

- ① 補習授業や部活動には必ず参加すること。
- ② 登校時の服装は制服とする。サンダル履きは禁止する。

2 合宿・行事への参加

- ① 行事に参加する場合は保護者の了解を得た上で、担任に連絡し祭礼・行事等参加許可願を提出すること。
- ② 私的グループまたは個人でのキャンプ・登山は禁止する。

3 祭礼について

- ① 休業中に祭礼に参加する生徒は、祭礼・行事等参加許可願を提出すること。
- ② 高校生としての自覚を忘れないようにして参加すること。



4 アルバイトについて

アルバイトは原則禁止とする。ただし経済的理由により特別に（学校長の許可）認めることがある。無断で行った場合は、特別指導を受けることがある。

5 バイク免許取得、自動車学校への入校は一切認めません。

羽咋郡市ではバイクに乗らない、免許を取らない、買わないの「三ない運動」を実施している。

6 服装・頭髪について

奇抜なスタイルをしていて、よくないグループに目をつけられ、抜け出せなくなった例が過去にあります。清楚な服装・頭髪で過ごすこと。誰も見てないからという気持ちは絶対にやめる。

7 外出・外泊について

- ① 外出時には行き先、帰宅時間を告げること。
- ② 夜間無用の外出（深夜徘徊）をしないこと。（23時以降の外出は深夜徘徊で警察に補導されます）
- ③ 友達同士での外泊をしないこと。

8 その他

- ① 交通事故に気をつけること。特に、自転車の二人乗りなどや自動車の接触事故に遭ったりしないよう注意すること。事故が発生した場合は相手の名前や住所を聞き、車のナンバーを覚え警察（110番）と学校に連絡すること 32-1166
- ② 飲酒・喫煙・窃盗・万引き等法律に触れる行為は絶対にしないこと。パチンコ店など立入禁止場所には出入りしないこと。
- ③ 正しい交友関係を持つこと。

夏季休業中は、とにかく気も緩みがちになる。つついこれくらいはよいだろうと気を許してしまい、気付いた時には校則違反をしていたということのないように、くれぐれも緊張感を持って行動すること。分からないことや疑問点がある時は、担任または学校まで問い合わせること。校則違反は、特別指導の対象になることを忘れないこと。

- ① インターネットやスマートホン・携帯電話の出会い系サイトを絶対に利用しないこと。また他人への誹謗中傷・個人情報流出は絶対に行わないこと。未成年者であっても処罰の対象となります。（県警）
- ② 不審者に出会った場合は身の安全を確保するとともに周囲の大人に連絡をすること。

